

性的少数者 人権守る法整備検討を

毎日新聞 2015年08月20日 社説

同性愛者や性同一性障害者などの性的少数者（LGBT）が社会の中でさまざまな困難に直面している。職場での差別的な扱いや学校でのいじめ、性的指向を身近な人に相談できず自殺率が高いとされることなどが課題として挙げられる。

こうした事態を政府が積極的に解決する一歩として、差別解消などを目的とした法律の制定を求める声が当事者から出ている。

国連は近年、性的指向を理由とした差別や暴力を解消するよう各国に働きかけている。性的少数者の権利擁護は、国際的な要請でもある。

国会では今年、性的少数者の権利を考える超党派の国会議員連盟が発足した。政府、国会で議論を進め、前向きに法整備を検討してほしい。

恋愛相手が同性だったり、体の性と心の性が異なったりする性的少数者は決して珍しい存在ではない。

電通が約7万人を対象に今年実施した調査では、性的少数者に該当する人は7・6%に上った。13人に1人の計算になる。こうした人たちが、差別や偏見にさらされ、十分に活躍する機会が与えられないとすれば、社会にとっても損失だ。

だが、実際には「性の多様性」に対する社会の理解は十分ではない。NPOなどが運営する電話相談には多くの悩みや訴えが寄せられる。

内閣府の3年前の世論調査では、「性的指向に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか」の問いに、4割近くの人が「差別的な言動をされること」と答えた。

性的少数者の差別を禁止する法律ができれば、国の基本方針を作成し、啓発活動に取り組むことになる。職場や学校で差別是正を促す行政指導にも乗り出しやすくなるはずだ。

地縁や血縁に頼りにくい性的少数者のために、相談や支援の体制を整えることもできる。司法による救済もより得やすくなるだろう。

だが、国としての対応は進まず、地方自治体に先進的な取り組みが出てきた。東京都渋谷区が同性のカップルを「結婚に相当する関係」と認める証明書の発行を今秋にも始める。世田谷区も検討中だ。条例で「性的指向による差別の禁止」を明文化する自治体もある。働きやすい職場作りや、同性カップルへの結婚手当支給など、多様で積極的な取り組みをみせる企業も出てきた。

米国の連邦最高裁判決により今年、全米で同性婚が合法化された。英仏など約20カ国も同性婚を法律で認める。こうした国では、差別と闘う長年の運動によって世論を変えてきた歴史がある。

基本法の制定で、まずは身近にいるはずの性的少数者への差別をなくす一歩を踏み出したい。

少数者の人権を守る大切さ

日本経済新聞 社説 2015/4/7

東京都渋谷区で、同性のカップルを結婚に相当する関係と認めて「パートナーシップ証明書」を発行する条例が施行された。

これまで、同性愛者など性的な少数者はさまざまな偏見や差別にさらされてきた。同性カップルの権利を幅広く認めようというのは世界的な流れでもある。この条例を機に、他の自治体や国にも、性的少数者の人権を守るための施策が広がることを期待する。

条例では、お互いを後見人とする手続きなどをした20歳以上の同性カップルに、区が証明書を発行することをさだめた。一方で不動産業者や病院などに対して、証明書を持つカップルを夫婦と同じように扱うよう求めている。

同性のカップルは住居の賃貸契約を断られたり、入院時の面会を家族でないとして拒まれたりしてきた。こうした理不尽な差別をなくするのが狙いで、家族向け区営住宅にも入居できるようになる。

条例の趣旨に反する事業者は、勧告などを行ったうえ最終的に公表するとの規定も盛り込まれた。

もとより、証明書に法的な効力はなく、結婚のように配偶者控除や相続などのルールに影響を及ぼすものではない。しかし、同性に恋愛感情を持ち、結果として同性でカップルをつくっても、その人権が他の人と同じように守られねばならないのは当然だろう。

証明書の交付を受けることで、同性カップルは自ら同性愛者であることを公表するかたちになる。それがあらたな偏見につながるようでは条例は逆効果だ。同性愛者が有形無形の不利益を被らないよう、社会全体で条例の趣旨を後押ししてほしい。

先進国を中心に家族のあり方は多様化し、同性婚を認める国も増えている。国境を越えた人の移動が広がるいま、外国で結婚した同性カップルが日本にやってきて住むことも普通に起きる。

家族や結婚の形はどうあるべきなのか。日本でも避けて通れない議論が、渋谷区の条例をきっかけに深まることを望みたい。